
プロジェクト **企業会計基準諮問会議からのテーマ提言**

項目 **テーマに関する提言**

2022 年 8 月 1 日

企業会計基準委員会
委員長 川西 安喜殿

企業会計基準諮問会議
議長 湯浅 一生

企業会計基準諮問会議 テーマに関する提言等

I. 新規テーマの提言

2022 年 7 月 20 日に開催された第 45 回企業会計基準諮問会議において審議した結果、以下の提言をとりまとめましたので、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて、第一号から第三号電子決済手段と第四号電子決済手段それぞれについて次のように取扱いを分けた上で貴委員会の新規テーマとして提言いたします。

- (1) まず、第一号から第三号電子決済手段の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討を行う。
- (2) 第四号電子決済手段については、内閣府令の内容が公表された後に、その内容に応じて、会計的な性質を見極めた上で、(1)の検討に含めるのか、(1)とは切り離して別途検討を行うのかを判断する。

ただし、上記については、基準開発の方向性が、今後の国際的な会計基準の動向と乖離が生じることが想定される場合等においては、検討の方向性を見直しや休止の必要性に留意することとする。

(提言の経緯)

1. 2022年7月20日に開催された第45回企業会計基準諮問会議において資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて、金融庁より新規テーマとしての提案がなされた。その提案を受け、企業会計基準諮問会議事務局において検討を行った。
2. 審議事項(1)-2 参考資料のとおり、企業会計基準諮問会議の事務局による検討結果が報告された。検討結果は以下のとおりであった。

電子決済手段については、今後、取引が広がった場合、基準開発についての一定のニーズがあると考えられる。一方で、その会計的な性質についての状況が第一号から第三号電子決済手段と第四号電子決済手段とで異なることから、それぞれについて次のように取扱いを分けた上で、企業会計基準委員会の新規テーマとして提言を行うことが考えられる。

- (1) まず、第一号から第三号電子決済手段の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討を行う。
- (2) 第四号電子決済手段については、内閣府令の内容が公表された後に、その内容に応じて、会計的な性質を見極めた上で、(1)の検討に含めるのか、(1)とは切り離して別途検討を行うのかを判断する。

3. 上記の企業会計基準諮問会議の事務局の検討結果を受けて審議を行ったところ、基準開発を進めることに賛成する意見が聞かれた一方で、企業会計基準諮問会議の委員より次のとおりの意見が聞かれた。

仮に第一号から第三号電子決済手段の基準開発の方向性について、今後の国際的な会計基準の動向と乖離が生じることが想定される場合等においては、検討の方向性を見直しや休止の必要性に留意することを前提に、事務局の提案に賛成する。

4. 前項に記載した企業会計基準諮問会議の委員の意見を踏まえ、事務局の検討結果に前提を付した新規テーマの提言を行うこととなった。

以上